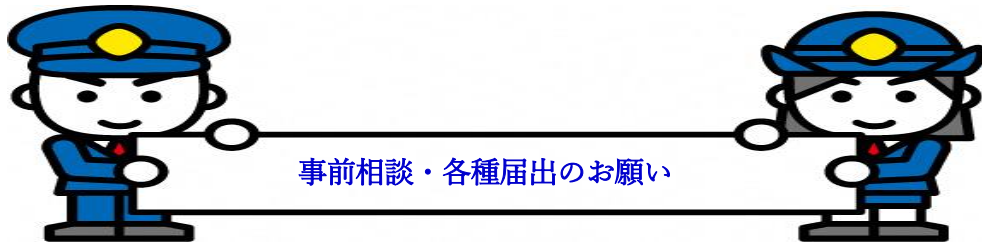




# 事業者の皆さんへ



～建物の増改築、事業を開始する時や消防用設備の改修等は消防にご相談を～



建物は、さまざまな法律に基づいて書類等で審査し、適合した上で建築されています。消防法では、建物構造や面積、使用用途、収容人員、窓やシャッターなどの建具等を審査し、必要な「消防用設備等の設置」や「防火管理者等」のさまざまな指導をしています。

しかし、事業を進めるにあたって、事業の効率化を図りたいなどの理由で、**事前に相談することなく**、増改築や出入口（開口部）を塞いでしまう又は、使用用途が異なる事業を開始するなどにより、**【知らない間に消防法違反、危険な状態に気付かない】**ことがあります。

後日、消防の立入検査で「**新たな消防用設備を設置が必要**」と指導された時に、大変な労力（費用、時間など）が必要となります。

そうならないためにも、下記のような場合を計画している又はご不明な点がございましたら、ご相談ください。

ケース1 雨除け等の利便性を図り、隣接する建物同士を渡り廊下や庇等で接続  
飲食店 200 m<sup>2</sup>    自宅 100 m<sup>2</sup>    庇を接続    面積 300 m<sup>2</sup>

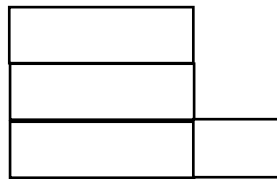
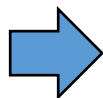
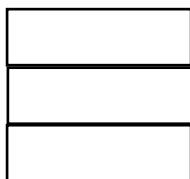
**自動火災報知設備未設置・違反**  
**火災の早期発見ができない**

面積が合算され、自動火災報知設備の設置基準を超えたケース  
※建物の使用用途により消防用設備は異なります。以下同じ

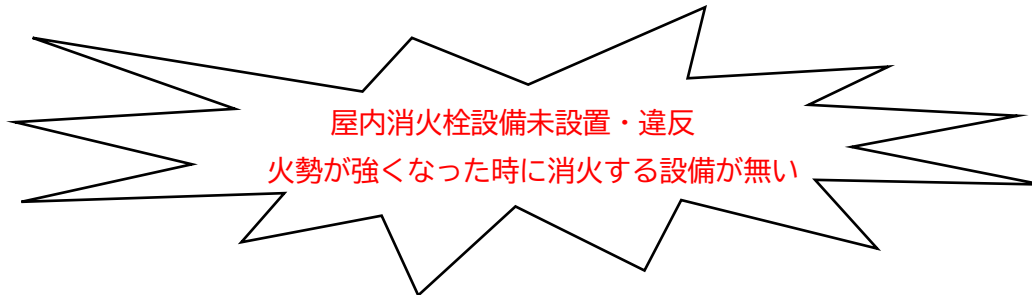
ケース2 倉庫が必要となったため、木造の倉庫を増築

物品販売店 面積 700 m<sup>2</sup> (耐火構造)

耐火構造 700 m<sup>2</sup>+木造倉庫 20 m<sup>2</sup>



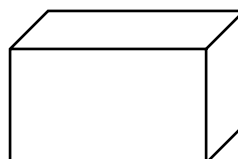
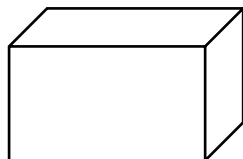
※耐火構造の要件が崩れたため、屋内消火栓が必要となったケース



ケース3 共同住宅から老人デイサービスに用途変更した

共同住宅 面積 300 m<sup>2</sup>

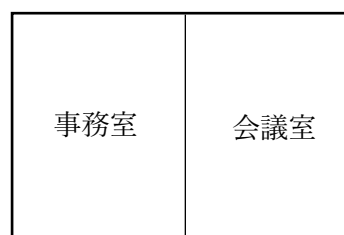
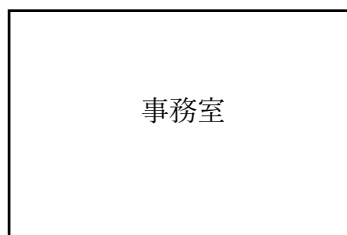
老人デイサービス 面積 300 m<sup>2</sup>



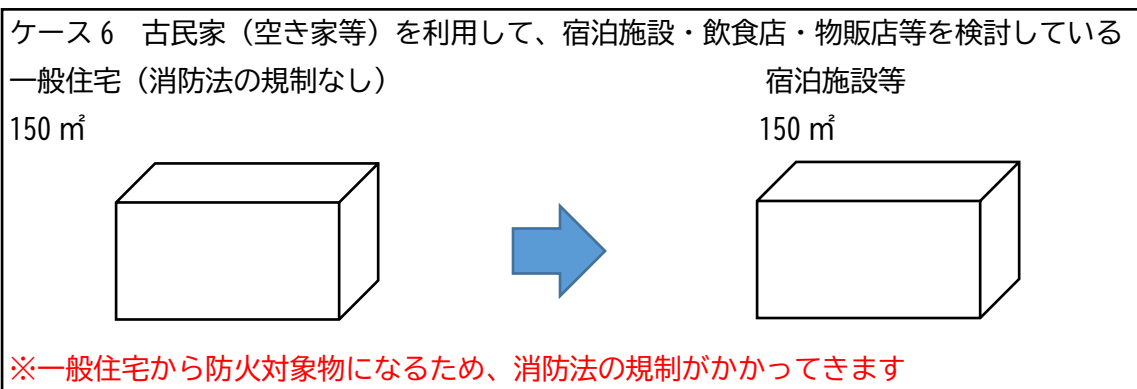
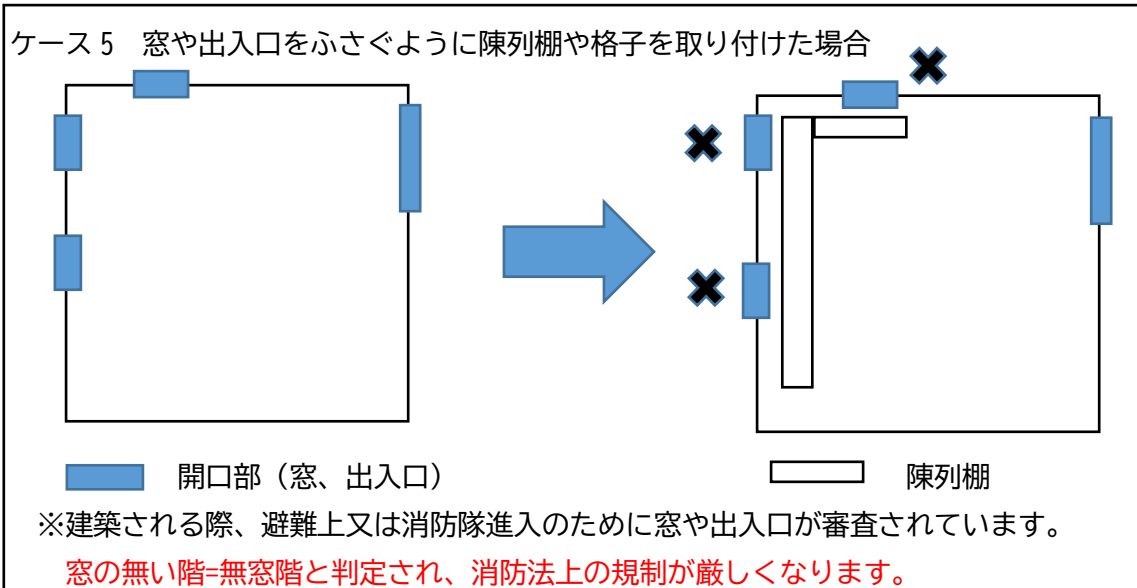
※使用用途を変更したことによる自動火災報知設備が必要となったケース



ケース4 一つの部屋に仕切りを作って部屋を増やす場合



※間仕切り壁を設置することで、消防用設備の未警戒区域が発生し、改修が必要となる



上記のような状態に該当した場合、その後の対応

- ① 増築等をした部分を撤去するか、テナントの退去等
- ② 必要となる消防用設備等を設置する
- ③ 各種手続き、届出を行う。（次のページ参照）

こうなってしまうと、増築等に数十万かけたのに、撤去するときも費用が掛かってしまう場合や新たに消防用設備を数十万～数百万をかけて設置するのかといった議論になります。いずれも費用、時間がかかることですので、**事前の相談**をお願いします。

なお、重大な消防法令違反が解消されない場合は「違反対象物公表制度」により、建物名称・住所・違反内容等をホームページで公表することになります。これは、建物の利用者自身が、その建物の危険性について認識し、利用する判断ができるようにする制度です。

※**重大な消防法令違反**…飲食店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設など避難が困難な方が利用する建物で、消防法令上「特定防火対象物」とされている建物で、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、未設置となっているもの。

各種手続きについてお知らせします。

**【防火管理体制・その他手続き】**

- ①防火対象物使用開始届書（竹田市火災予防条例第 43 条）  
使用開始 7 日前までに消防署に提出する必要があります。
- ②防火管理者選任（解任）届出書・消防計画作成（変更）届出書の提出  
用途・収容人員 10～50 人で届出が必要（算定方法は、消防法令で定められています）
- ③消防法令適合通知書⇒旅館業等が必要となります。
- ④各種申請 建築確認申請⇒建築確認担当部局 飲食業・旅館業⇒保健所の届出

**【消防用設備等の設置に関する手続き】**

- ①事前相談
  - ・用途変更で建築部局の申請が必要な場合があります。
  - ・消防用設備等の種類・設置箇所、消防検査のスケジュール等
- ②消防用設備等の設置  
消防法令に基づき、設置しましょう。設備の種類（工事）によっては、消防設備士の資格を持った者が行う必要があります。この場合、工事着手の 10 日前までに「工事整備対象設備等着工届出」を消防署に提出する必要があります。
- ③消防用設備等設置届出書の提出  
消防用設備等の設置が終わったら、設置工事完了した日から 4 日以内に「消防用設備等設置届出書」を消防署に提出する必要があります。
- ④消防検査
  - ③の届出書に基づき、検査を行います。建物関係者、工事関係者の立ち合いを求めます。
- ⑤消防用設備等検査済証の交付  
消防検査の結果、消防法令に適合していることが確認できれば「消防用設備等検査済証」を交付します。
- ⑥消防用設備等の点検及び報告  
常時使用できる状態を維持するため、設置した消防用設備等は年 2 回点検を行い、その結果を消防署に報告しなければいけません。

**【事前相談時の持参物について】**

- ・建物登記事項証明書
- ・建物図面（平面図・立面図・計画している間取り図等）
- ・各関係部局の申請書

その他、ご不明な点等がございましたらお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 竹田市消防本部 警防課予防係 TEL 0974-63-0119 FAX 0974-63-4118
--